

エミール

平成19年6月29日
四季報（通巻第13号）

発行：三重県児童相談センター
電話059-231-5902

虐待ケースのリアルタイム進行管理からみえるもの（2）

中勢児童相談所 鈴木 聡

※ 紙面の関係上、前号、本号に分けて掲載します。

この記事は、第52回三重県小児保健学会での発表の一部を要約したものです。

表1は、各ランクに在籍している期間を表したグラフです。線グラフは、累積%を示しています。Aランクでは、事例の80%が1ヵ月半までに次のランクに移っていることが分かります。また、Bランクは半年程度の在籍期間となっています。

それに対して、CランクとFランクを見てください。何となく緩やかな右に引いた山形になっています。Cランクの右端データについては、進行管理の開始以来ずっとCランクが続いているケースです。今後どのように変化するかをもっと長期間かけて見ていく必要があります。また、Cランクは在籍する期間が長く、これをどのように処理していくかが課題です。

（表1）

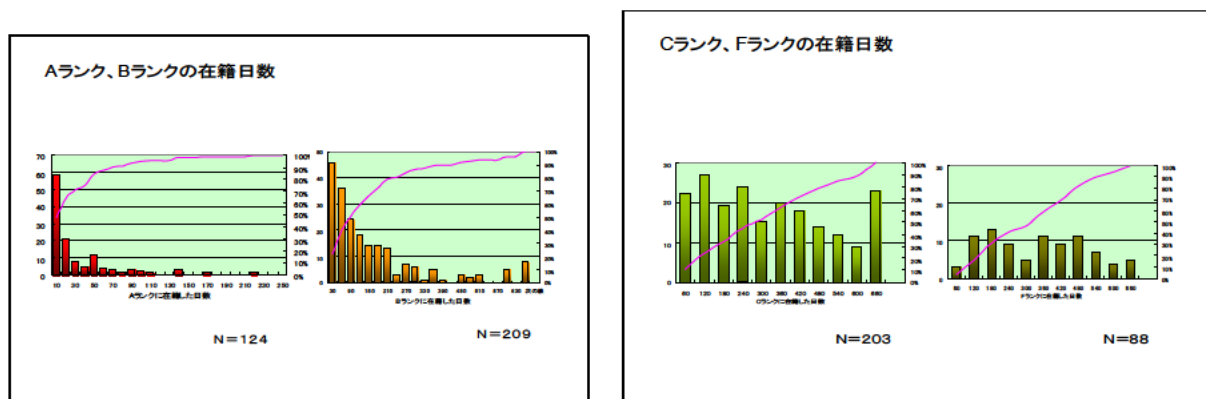
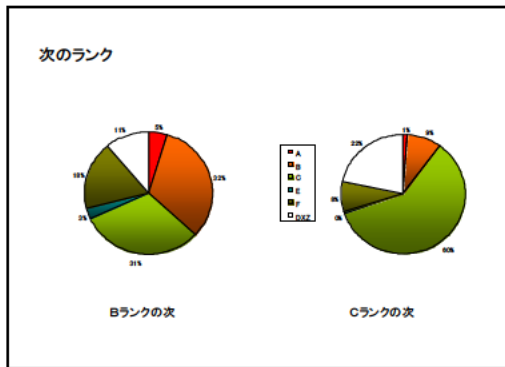


表2は、あるランクから次のランクにどのように渡っていくのかを見たグラフです。BランクからAランクに上がったものが5%、CランクからA、Bランクに上がったものが10%あります。実際の事例を見てみるとBランクからAランクにアップするようなケースは「重い事例」であり、Cランクからアップする場合は虐待というより軽度の要保護性を持つ児童と呼ぶべき事例が中心となっています。それはまさに従来の「養護欠損児童（いわゆる養護児童）」です。

(表 2)



(表 3)

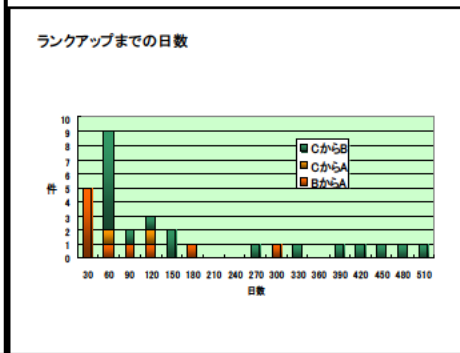


表 3 は、在宅事例の中でランクアップした児童について、どれほどの期間でアップに至ったかを示すグラフです。B ランクから A ランクになるような「重い事例」では 1 ヶ月程度の期間でアップしているものが多いですが、C ランクから B ランクになるような比較的軽い事例では 2 ヶ月目にピークがあり、その後 1 年半程度の期間に散らばっています。このような事例では「虐待かどうか」の議論ではなく、在宅での息の長い支援やモニターの中で 状況が悪化したことを早期に把握し、次の手を打つ体制が必要であることを示しています。

これらからは、虐待通告の有無にかかわらず、リスクを持つ事例（養護児童など）を把握した場合は親の主訴がどうあれ、一定期間モニターを続ける必要が示されています。またそのようなケースを拾い上げるネットワークが必要と思われます。

(表 4)

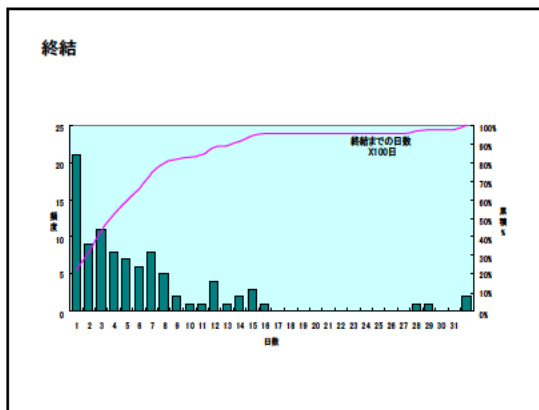


表 4 は、進行管理を始めて以降に終結となった事例（施設入所を含む）について、その通告から終結に至った日数を表したグラフです。通告から 80% の事例が終結するまでに 700～800 日（2 年～2 年半）。95% が終結するためには 1500 日程度かかっていることが分かります。

(結語)

リアルタイム進行管理は単に事故を防止するというだけでなく、今後の戦略を立てていくためにも重要なデータを提供します。これらを利用することで、たとえば軽度事例のモニタリングをパッケージ化して民間の NPO 等に業務委託する事も比較的安心して検討できるようになります。そうなれば民間にもノウハウが蓄積され、さらなる展開が可能となるのではないのでしょうか。

児童相談所に勤務して

北勢児童相談所 家庭支援課 石川昭見

この四月に県職員として採用され、北勢児童相談所に配属となりました。四月の研修修了後、本格的に所属で業務を始めてから、約一ヶ月が経とうとしていますが、まだ「仕事」と言えるだけのことができていません。書けることは、「いかに仕事ができるか」に尽きますので、この場をお借りして、自分を振り返る機会とさせていただこうと思います。そして、この約一ヶ月間に学んだことをもとにして、業務を行なううえで必要な視点とは何なのか、考えてみたいと思います。

配属前まで、私にとっては児童相談所 = 虐待対応でした。というのも、大学～大学院時代、「嗜癖とジェンダー」をテーマに研究するなかでたびたび「子ども虐待」の事例に出会い、虐待問題を通して児童相談所という機関を知ったからです。自分にはとても勤まらない大変な職場だと感じていました。ですから、自分がその職場に配属されてとても驚きましたし、不安でした。

自分の担当業務は療育手帳の判定であり、管轄地区（桑名市、木曾岬町、鈴鹿市、亀山市）へ週二日～四日間心理職の方と巡回すること、私の役割はお子さんの生活状況を保護者の方から聴き取ること、と分かってもまだ不安でした。知的な発達も療育手帳制度も分からない自分が担当してよいのかと思いました。

いざ面接デビューする段になり、まだ不安がる私のために、先輩方が模擬面接の機会をもうけて、面接場面の様子や聴き取りのポイントなどを詳しく教えて下さいました。おかげで、徐々に面接の流れや判定の仕方、質問内容が分かってきました。暫くは先輩方にフォローしていただくことにもなっていて、とても有り難いです。同時に、不安ばかりに目を奪われる自分を恥ずかしく思います。

不安は私にとって克服すべき課題のひとつです。私は新しいことを始めるとき、「...たら、どうしよう」と先取り不安に陥りやすくなります。これまでは、生活、研究いづれにおいても不安は自分だけのもので済んでいました。

しかし、面接には相手がいて、主役は相手です。うまくできるだろうかという私の不安が相手に伝わり、相手がりラックスして話せなくなるのは本末転倒です。また、先輩方からたくさんのサポートを受けられる環境にいるのに、不安に押しつぶされて精一杯できないのはとても勿体ないことです。知らないことは調べればよいし、分からなければ先輩に訊けばよいわけです。

そう頭では理解していても、不安と緊張のあまり、面接場面で数々の失敗を重ねています。話の流れをぶつ切りにし、同じ項目について何度も尋ね、具体例なしで硬い表現のまま質問し、判別に必要な項目を聴き漏らし、沈黙の間をつくり、判定の経緯も分かりにくく説明し.....来談者である保護者の方からすると、何とも話しにくい面接、理解しにくい説明になっていると思います。その都度、先輩方に助け舟を出していただいています。

先輩方の面接や面接の合間にお子さんや保護者の方と接するときの様子からは、本

当に多くのことを学ばせていただいています。

例えば、巡回相談では、職員とお子さん、保護者の方とは初対面であることが多いにもかかわらず、先輩方の面接場面では、お子さんや保護者の方の笑い声が聞こえます。そこにはたくさんの工夫があるのだと、最近気づきました。柔らかい表現で説明する、自然な会話から面接に入る、相手の立場になって共感を表す、会話の流れに沿って質問の順番を変える、なおかつ、判定に必要なポイントは漏れなく尋ねる……と数え上げればきりがありません。

また、地域の会場で一時間ほどの間に、ワーカーは保護者の方から聴き取りし、心理職はお子さんの心理検査を行います。時間も空間も限られた中で、お子さんの知的な発達、生活状況、家庭の状況、保護者の方も気づかれないお子さんの苦労や葛藤、必要な支援、これらすべてを判断しなければなりません。

そうしたうえで、先輩方は、保護者の方に納得していただける説明をし、利用できるサービスについて、受付窓口から必要な書類、提供施設に至るまで即座に案内しておられます。そうなるまでに、一体どれだけの歳月を要するのか…。

そんなふうに途方に暮れながらも、自分自身の失敗や先輩の面接場面を通して、不安を乗り越えて成長するために必要なことが少し分かってきました。第一に経験を積むこと、第二に先輩や面接場面の相手から積極的に学び取ること、第三に、自分に与えられた業務において必要な視点は何なのか考えることです。

その視点とは何か。今の私に分かるのは、その面接が、来談された保護者の方にとって「助かった」「役立った」と思えるような、そして何より、お子さんがより豊かな社会生活を送るための、ひとつのきっかけとなるには自分はどうすればよいのかという視点です。この視点を忘れずに日々努力し、実際にお子さんや保護者の方の役に立てるようなワーカーになりたいと思います。

ひと、まち、めぐる

北勢児童相談所 菅沼 昭友

はじめまして、菅沼と申します。四月に北勢児童相談所に配属となりました。主な業務は管轄区内の市や町への巡回相談の担当です。具体的には、それぞれの市や町に伺い、療育手帳の判定を行うことや市町が行っている発達相談の技術援助を行っています。

県庁での新規採用職員研修を終え、実際に業務が始まり一ヶ月近くが経ちますが戸惑うことや迷ってしまうことが多くあります。巡回相談の大きな特徴として、母子と会い、相談を行うという作業が基本的に一発勝負だということが挙げられます。私は精神科病院や教育相談センターなどでの勤務経験があるのですが、何度もお会いする中で相談を進めていくことが一般的でした。しかし、巡回相談では母子と会い、すぐに心理検査を行い、そこから相談を進め、一定の方向づけを模索するということを短

い時間の中で行っていかなくてはなりません。検査や聞き取りから得た情報を元に特徴や課題を捉え、母との面談では信頼を築きニーズを汲み取り、少しでも子どもや母親、そして、その家庭がよりよい方向に進むための一助となる何かを持って帰ってもらえるように、と心を砕いています。とはいえ、母親の不安な様子や涙ながらの訴えを前に、「一体何が言えるのか」「どう伝えればいいのか」と自問自答してしまうことも多々あります。

言葉が不器用でも母親に満面の笑みを向け気持ちを伝えている子ども、子どもなりの成長に目を向け喜ぶことができる母親、子どもの遅れを知りショックを受ける母親・・・今までお会いした中には様々な親子がいました。多くの可能性を持ち、誰にも将来の予想のつかない子どもとその母親・家族に影響を与えてしまう業務であることを考えると、これからもさらに身を引き締めて多くのことを学び取っていかなくてはならないなと思います。また、今までお会いした、そして、これからお会いする親子にその半年後や一年後、あるいは、二年後にお会いしたときに、巡回相談という仕事の醍醐味がさらに分かってくるのだろうと感じています。まだまだ児童相談所の業務の全体的なイメージは掴めていませんが、多くの先輩方の話を聞き、仕事ぶりを見て、児童福祉に携わるものとしての技量を高めていきたいと考えています。

以下の文章は余談となってしまうかもしれませんが、私は以前より聴覚障害を有する方への心理的援助について関心を持ってきました。耳が聞こえない、うまく言葉を話せないために相談の場から除外されやすい彼らに、どのような援助をしていけばよいのかということを考えています。言語発達の面での相談や重複障害の方などが児童相談所を訪れることもあると聞いています。皆様がされた経験や今まで抱いていた疑問、貴重なご意見などお聞かせいただくと幸いです。

自分ができることは何なのか、自分に求められていることは何なのか、自分ができないこと・しないことは何なのか。漫然と業務に向かうことのないよう、常に自らを見直し、取り組んでいきたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

児童相談センターの役割

総務・企画調整室 原 慎也

私は、平成17年度、18年度の2年間に渡って中勢児童相談所において児童福祉司として勤務しましたが、この4月から児童相談センターの総務・企画調整室へ異動となりました。

中勢児童相談所に勤務していた時には、「児童相談センターは、全児童相談所を一体的、地域横断的にマネジメントし、児童相談現場を助言、指導等支援することを目指して設立された。」と説明を受けており、それは事実ではあるのですが、現場で活動している者としては、センターと言う存在は、分かり難いものでした。「センターの姿がどうも見えない。何をしているのだろう。」と言う声を同僚から聞くことも

あり、私自身、「センターは、施設の修繕や備品（机や椅子等）の購入、それと、研修を開催してくれる。エミール（本誌のことです。）も発行しているが、センターでなければできないことなのだろうか？」と失礼ながら思っていたわけです。

それが、センター勤務となり、自分の認識不足を思い知らされました。

最も感じたことは、児童福祉を取り巻く状況は現在も急速に変化しつつあり、センターがなければこのような状況に各児童相談所が対応して行くことは非常に困難であろうと言うことです。状況の変化とは、法律改正等により、児童相談における市町の役割が大きくなっていることです。それについては、現場にいた時もある程度の認識はありましたが、目先のことに集中する余り、どうしても全体の流れが見えていなかったようです。センター勤務となってから、予想以上に変化が急速に進んでいることに気付き驚くとともに、その変化に対応するために、センターが種々の方策を講じていることを知ったのでした。具体的には、市町向けの研修会の開催、前号で私の前任者である森本氏が紹介している「市町児童家庭相談援助マニュアル」の作成などですが、全県をカバーし、支援業務に専念できるセンターでなければ到底実現し得なかったのではないかと思います。そして、何の支援もなければ、市町への児童相談業務の移行が円滑に進まないこともあり得ます。このように考えた時、自分の想像力の乏しさに恥じ入るとともに、センター職員となった自分自身の役割の重要さに身が引き締まる思いです。

それと同時に、現場から見て、センターが何をしているのか今ひとつ分からなかったのは、センターの仕事が全く新しいものであるためではないかと思えます。つまり、市町が児童相談の第一義的な窓口と定められる以前は、そもそも、市町に対する支援もなかったわけです。法律の改正等によって、市町に対する支援と言う、児童福祉に関する新しい業務が生じたが、それは、児童相談所ではなくセンターが引き受けたのです。センターが設立されなければ、児童相談所が引き受けなければならなかったかもしれない業務ですが、幸いなことに適切なタイミングでセンターが設立されたために、当時、児童相談所の職員であった私は、そのような業務が生じていることも意識しなかったわけです。

センター職員としての仕事をまだ何ほどもしていないにも関わらず、えらそうなことを書いてしまいました。センターの実態を知ったことによる驚きを伝えたかったのと、中勢児童相談所にいた時の私のように「センターが何をしているのか分からない。」とすっきりしない思いを抱いている児童相談所職員がいるのであれば、少しでもセンターについて理解してもらえるきっかけになれば幸いと考える筆を執りました。最も、認識不足なのは私だけだったのかも分かりませんが。

なお、今回、述べたのは、センターの業務のほんの一端であり、また、児童福祉行政を取り巻く状況が更に変化し続けるであろう状況において、それに対応すべくセンターの役割も変化を続けていることを申し添えます。当然、試行錯誤も多くあり、まだまだ至らない部分もあるとは思いますが、よりよい児童福祉の実現のために、粉骨砕身努力していく所存でございますので、今後とも児童相談センターをよろしく願います。

“ 戦略 ” と “ 戦術 ”

児童相談センター所長 上廣 正男

仕事を進めるに当たって、よく戦略的にとか、戦術を練ってとか言いますが、戦略と戦術の意味を十分理解せずに使っている場合があります。

大辞泉を見ますと、戦略とは、戦争に勝つための総合的・長期的な計画で、政治・外交が含まれる。戦術とは、戦いに勝つための個々の具体的な方法とあります。

井沢元彦著「逆説の日本史」に鎌倉幕府を開いた頼朝と兄である頼朝に殺された義経との関係の記述があり、戦略と戦術の違いを分かりやすく解説してあります。

戦略と戦術は似ているようで全く違う概念です。

頼朝と義経との関係で具体的にみてみますと、

義経は戦術の天才で、戦争は常に常識を越えた戦術で連戦連勝でありましたが、頼朝の戦略を全く理解していなかったようです。

頼朝の戦略とは、安徳天皇が持っている三種の神器を取り戻すことであったが、義経は、壇ノ浦の戦いにおいて、戦いに勝つことばかりに執着して、神剣を取り戻すことができなかったのです。

頼朝が、なぜ「関東独立国」の主になれたかというのは、朝廷の律令政治に不満を抱いていた地方武士が、「武士による武士のための政権」を作るために、頼朝をその「名誉理事長」としてかつぎ上げたからです。

その地位は極めて不安定なものであり、頼朝は、地位を強化するために「武士のための」政策を次々に打ち出していく必要があったのです。

しかし、「関東独立国」といっても、この時点で頼朝が所持している独立国の必須条件は、「軍事力」だけでした。「徴税権」も「人事権（賞罰権）」もなく、「関東独立国」つまり「鎌倉幕府」として、確固たるものにするには、独立国としての「要件」を朝廷から獲得する必要がありました。

その「取引」に最も有利な材料が、三種の神器であったのです。

また、義経が戦略を理解していなかった例として、一ノ谷の合戦の後、京都に凱旋した義経が、頼朝の許しを得ずに勝手に後白河法王から左衛門少尉検非違使に任じられるという事件がありました。

問題は、勝手に朝廷から官位を受けたことにあったのです。

このころ頼朝は、独自の賞罰権を持つ組織、つまり幕府を確立させようと腐心していました。とりあえず、幕府には官職を与える権限が無いので、頼朝の推挙及び承認を経て、朝廷から武士たちに官職を与える形を取っていたのです。

それなのに、事もあろうに弟の義経が、直接朝廷から官職を得てしまいました。もし配下の武士が同じ事をすれば、幕府は崩壊してしまいます。

この義経の行為は、必死に幕府を作ろうとしてる頼朝の努力を、まさに「無」にする行為であったのです。

戦略と戦術の違いがお分かりになったと思いますが、戦略を理解しない戦術は何の役にも立たないばかりか、かえって戦略を妨害してしまうことにもなりかねません。

事業を進めるに当たり、戦略を十分理解したうえで戦術を練る必要があります。このことを肝に銘じて事に当たっていただきたいものです。

<コラム> 我日常 彼非日常

先日、通勤途上のカーラジオから、公立病院の看護師さんが残業が多く疲弊しているということが語られ、それでも「我日常 彼非日常」を座右の銘としながら、救急病院で頑張っているという話を聴きました。

「我日常 彼非日常」とは、看護師さんにとって救急病院で患者を受けるのは、日常的なことであるけれども、患者にとっては、一生に一度あるかないかの出来事であるということ肝に銘じて仕事に取り組んでいるということです。

このことは、県民の皆様サービスを提供している我々公務員すべてに当てはまることではないでしょうか。

児童相談所に相談に訪れる子どもや保護者の方に対して、「我日常 彼非日常」の思いをもって、1人ひとの方々に懇切、丁寧相談に応じるよう職員一同が心がけたいものです。

児童相談センター所長 上廣 正男

<参考指標>

平成18年度 県内児童相談所で処理した児童虐待件数：524件

虐待種別

種別 件数	身体的虐待	養育の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
相談件数	219	177	16	112	524

主な虐待者

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父親	実母以外 の母親	その他	計
相談件数	137	317	32	6	32	524

被虐待児の年齢

虐待者 件数	0～3歳 未満	3歳～学 齢前児童	小学生	中学生	高校生 その他	計
相談件数	107	116	205	80	16	524

